

介護職員等特定処遇改善における職場環境等要件について

1. 介護職員等特定処遇改善の取得区分

- (1) 特別養護老人ホームふれあい荘（介護老人福祉施設）【加算Ⅰ】
- (2) 特別養護老人ホームふれあい荘指定短期入所生活介護事業所（短期入所生活介護）【加算Ⅰ】
- (3) 特別養護老人ホームふれあい荘指定短期入所生活介護事業所（介護予防短期入所生活介護）【加算Ⅰ】
- (4) ふれあい荘デイサービスセンター（通所介護）【加算Ⅱ】
- (5) ふれあい荘デイサービスセンター（通所型サービス（独自））【加算Ⅱ】
- (6) ふれあい荘ホームヘルパーステーション（訪問介護）【加算Ⅰ】
- (7) ふれあい荘ホームヘルパーステーション（訪問型サービス（独自））【加算Ⅰ】

2. 資質の向上の取り組み内容

- (1) 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）
- (2) その他：介護専門誌の定期購読とその活用

3. 労働環境・処遇の改善の取り組み内容

- (1) 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備
- (2) その他：腰痛予防体操の実施、腰痛防止ベルトの貸与、腰痛予防研修会の実施

4. その他の取り組み内容

- (1) 非正規職員から正規職員への転換
- (2) その他：有期労働契約から無期労働契約への転換

令和2年4月

社会福祉法人田老和心会